

## 入間市手数料条例の一部を改正する条例改正要旨

### 1 概 要

戸籍法の一部改正（令和6年3月1日施行）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、新たに本籍地以外での戸籍謄本等の交付が開始されるほか、行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした「戸籍電子証明書提供用識別符号」の発行及び戸籍の届書等の画像を電子化した「届書等情報内容証明書」の交付事務について手数料を定める必要が生じたため、改正するものです。

### 2 内 容

#### ① 戸籍謄本等の広域交付

戸籍謄本及び除籍謄本の交付が本籍地以外でも可能となるものです。現行の手数料条例には広域交付の規定がないため、広域交付に係る内容（事務の種類）を加えるものです。

なお、手数料は本籍地で交付する戸籍謄本、除籍謄本と同額となります。

#### ② 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行

戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号とは、他の行政機関へ申請手続きの際に、個人の特定を受けるために用いる識別符号（パスワードのようなもの）です。

市民はこの識別符号を用いることにより、申請手続きの際に、紙媒体による戸籍(除籍)の提出を省略することが可能となります。

なお、手数料は次のとおりです。

ア 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円

イ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円

※ 識別符号の有効期間は発行日から3か月以内とされる予定です。

#### ③ 届書等情報内容証明書の交付等

戸籍の届書等の画像を電子化した届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧請求が可能となることに伴い、交付及び閲覧に係る手数料を規定するものです。

なお、手数料は現行の「戸籍に関する届出又は申請の受理の証明」及び「戸籍に関する届書その他市長の受理した書類の閲覧」と同額とするものです。

### 3 施行日

令和6年3月1日（改正法律等の施行日と同日）